

# 二多摩近代政党史の見直し

——「西多摩郡青年民政俱楽部趣意書・会則」を通して——

新井勝紘

## 三多摩近代政党史の新資料

三多摩の近代政党史を通観してみると、一八八〇年代の自由民権運動の時代から、けつして一枚岩で固まっていたわけではなかった。自由民権から三多摩壮士という大きな流れは否定できないが、自由党→憲政会→政友会という單線に乗ってきたということではない。民権時代にも自由党系だけでなく、改進党系の動きもあった。とくに神奈川県から東京府への移管問題がおこった時、北多摩は賛成にまわり、三多摩政界は移管反対派と賛成派との鋭い対立を経験している。

一八九〇年（明治二三）の第一回総選挙から、一九四五年（昭和二〇）に戦争が終結するまでの五五年間の三多摩

近代政治史や政党史の全体像を描いたものは少ないが、佐藤孝太郎氏の『三多摩の壮士』（一九七三年、武藏書房刊）と最近刊行の『国分寺市史』下巻（一九九一）が、基本文献としてあげられる。佐藤の同書は「私の筆記しておいた故村野常右衛門聞書ノート、小島静堂（力次郎）政界噂話聞書など数冊の雑記帳」がもとになっているというように、臨場感あふれる書となっている。それはもちろん佐藤本人の憲政派政治青年としての体験や、都制編入運動にかかわった経験に裏打ちされているからこそその叙述ということになるわけだが、表立った事件にかかわった「壮士」に光があたっている反面、そのもつと据野の動きはまだ充分に描ききれていない。

ここに紹介する資料は、政友会の金城湯池とまでいわれ

た三多摩政界にあって、激しく政友会内閣打倒を叫んだ西多摩の青年政治組織の「趣意書」と「会則」で、佐藤前掲書にも触れられていない。管見の限りでは、三多摩近代政党では初見資料で、北多摩の「国分寺村民政俱楽部」と同様に、若槻礼次郎が総裁の憲政会と床次竹二郎が総裁の政友本党が一九二七年（昭和二）に合同して成立した立憲民政党の地域青年政治組織ということができる。

### 大正から昭和初期の『三多摩壮士』

この資料に年代の記載がないので断定はできないが、文中有る「第五十四議会解散」（二八年一月二一日）、「鈴木前内相ノ発表セル議会政治否認ノ声明書」（同年二月一九日）、「普選第一次ノ総選挙」（同年二月二〇日）や、田中義一内閣打倒を叫んでいた内容から、一九二八年（昭和三）二月以降で、内閣が総辞職する翌二九年七月までの間と推定できる。

この時期、三多摩の政界の状況はどうであつたろう。大正のはじめの第一次護憲運動から、大正政変とも呼ばれる事件の火付役となつたのは政友会院外団で、なかでも『三多摩壮士』がその中核にいたことは知られているが、一九二三年（大正一三）からの第二次護憲運動も政友会の村野常右衛門と森久保作蔵時代に築かれた壮士団が活躍した。

佐藤の前掲書によると「護憲三派では主としてその院外活動を政友会に任せ、横田千之助（村野派、栃木県選出代議士、のち司法大臣）が三多摩壮士を使い、坂本一角（柔道六段、政友院外団理事）を隊長とする二十名の決死隊を募り、新宿ホテルと赤羽旅館に分宿して清浦内閣の主流となつた貴族院研究会に対し示威運動を試み、威嚇手段をもつて倒閣の突破口を作ろう」としたという。「こうしたぶつそうな壮士運動の氣勢におそれて」、一九二三年一月三〇日、清浦内閣は、議会開会中に議場にも出ないまま突如解散を行なつた。

こうした動きに對しての感想だろうか、青梅の津雲国利は次のように述懐している。「大正も中ば頃から昭和にかけては、政治家ばかりでなく、政治總体が墮落時代だ。（中略）、三多摩に何と云うか、反骨をなくさないことにしきかない」と。（中略）、それをなくしては、國の為にも、憲法政治・議会政治のためにもならん」（座談会「三多摩壮士を語る」、『多摩史拾遺記』、昭和四七年三月三一日刊、府中市）と。『反骨』という言葉に、いかにも壮士らしさがにじみでているが、この津雲は、普通選挙法での第一回選挙（一九二八年二月二〇日実施）で、中村享（調布・府議）と坂本一角（八王子）とともに、新人議員として当選している。

## 普選と“青年多摩建設運動”

普選の実施は、中選挙区制導入と新有権者の倍増をもたらし、三多摩政界の年齢層の更新をもたらすことにもなった。「保守的、守旧的となつた三多摩壯士の脱皮は各方面の要請となり、普選に処する新三多摩壯士のあり方とその運動展開が、眞面目に検討されて、青年層の自覚と蹶起の鐘をうち鳴らした」（佐藤、前掲書）といふ。その最初の動きは北多摩からはじまり、一九二六年（大正十五）五月、立川に「虹溪会」が組織され、「先輩のとつた壯士的武勇に代わるよい立憲的言論の力によって新時代の要求に備え」ことが目的とされた。それがやがて「三多摩雄弁連盟」に改称され、新しい三多摩壯士の養成を目指して「青年政治学級」が開設されたといふ。その学級から若い政治青年が育ち、前述の三名のような『三多摩壯士の第三期生』ともいふべき無名の新人が、三多摩と八王子から国会の場へ登壇していくことになったのである。佐藤はこうした一連の動きを“青年多摩建設運動”と呼んでいる。

これ以後、“大衆に愛される三多摩壯士”が期待され、むしろ旧来の型の「壯士は排撃され、青年が歓迎され」る時代が到来し、大正末期から昭和初期は「新らしい政治青年の生れ出づる陣痛期」だったと、佐藤は記している。

## 内閣打倒の蹶起を促がす趣意書

ここに紹介した「西多摩郡青年民政俱楽部」も、こうした流れの中でとらえるべきであろう。ただし、三多摩の主流であつた政友会の流れではなく、立憲民政党的支持者の青年組織であることに注目したい。それも前述したように普選の最初の選挙で当選した青梅の津雲国利のお膝元に事務所がおかれている。三多摩の中で民政党系、あるいは非政友の勢力が強いのは八王子と北多摩だったが、西多摩にも政友会ではなく、民政党的支持基盤が新有権者の中から若い層を中心にななりひろがつっていたことがわかる。

次に「趣意書」の文面について、少しく触れておきたい。

まず、現田中義一内閣に対し厳しい批判の言葉をあげている。「国民大衆ノ一顧ダニセザル」政治姿勢を指摘し、「一トシテ正ト認ムベキ行為ナシ」と、根底からの不信任をつきつけていく。まず○第五十四議会解散時の「非立憲的行為」、②三度にわたる山東出兵が、いかに「友邦支那国民ノ猜疑ヲ挑発シ、國威ヲ失墜」せしめたか、その対支外交の失敗、③「一時ヲ糊塗シ、何等確タル方針ナク、徒ラニ世ノ嘲笑ヲ招」いただけに終つた財界安定策、それはひいては「国民ヲシテ塗炭ノ苦ヲ嘗メシムル状態」に陥れていること、④さらに普選や府県議選を前にした「空前ノ地方長官更迭」、これは選挙に勝つための手段として中

央と地方を通じる人事行政を露骨に行なつたことを指しているが、現実に田中内閣は「組閣から半年で、一道二府三六県にわたり知事（地方長官）を更迭し（一七人は転任、二二人は免官や休職）、あとがまに党臭芬々たる政友系の札付き知事を復活」（栗屋憲太郎『昭和の政党』、小学館「昭和の歴史」第6巻）させている。こうした党略人事は知事だけにとどまらず、全国各地の内務部長、警察部長、警察署長にまでおよんだという。次に⑤普選に臨んで「不当ナル圧迫干渉ヲナシテ、多数ノ犠牲者ヲ出」した、その「悪辣手段タル、政治道德ニ背反スル行為」そのもの。事実、第一回普選にあたっての田中内閣の選舉干渉は悪辣をきわめた。内務省が陣頭指揮をとつて脱法的な手引書を作成し、強引な戸別訪問を奨励しているし、警察権力を使つての票詭みや、資金援助の名目で露骨な地方利権の誘導も行なわれた。また⑥「政友会ノ一枚看板タル地租委譲」の国民ヘノ公約ヲ破棄シテ昭和五年度ニ延期」したことを見いている。地方財源を拡充するために増租権を地方に移す公約であったが、結局は空手形に終つてしまつたことを指している。これは地方財政の窮迫に対し、「地方分権の財政的基盤をはかるため、国税の地租と營業収益税をそれぞれ市町村税と府県税とへ移譲する」（栗屋、前掲書）ことを目的としたものだったが、一面では農村の減租要求にこたえることや、地方利益の要求を地方の段階で遮断す

るためであつたともみられている。次に⑦「十八億ニ垂ントスル龐大ナル予算」、これはまた「巨大ノ公債ヲ募集シになつてゐたが、そうした膨張財政への不安、最後にとどめを刺したのが、⑧鈴木喜三郎内務大臣が、一九二八年二月一九日に（それは普選実施の前日にあたつて）発表した「議会政治否認ノ声明書」であった。鈴木は民政党に對して次のようにかみついたのであつた。「議会中心主義などといふ思想は民主主義の潮流にさおさした英米流のものであつて、我国体と相容れない。畢竟かくの如き思想は主權は一に天皇にありとの大義を紊乱し、帝国憲法の大精神を蹂躪するものであつて断じて許すべからざるもの」と強い調子で自論を吐いた。これに対し趣意書は「迷盲無智真ニ驚クノ外ナク、普選ノ精神ヲ没却シ、帝国憲法ノ基礎ヲ破壊スル反逆的行動」と糾弾している。

こうした数限りない悪政を展開して、なおかつ「政権ニ恋々」としている田中内閣の「不徳、無定見、不誠意」に怒りを爆発させ、「政治的良心ノ麻痺」した「無責任無能無策ナル内閣ニ吾等ハ一日トシテ国政ノ大事ヲ託スル能ハズ」といって、即時總辞職を迫つてゐる。「現内閣ヲシテ倒壊スルノ任」はすべて「我等青年ノ双肩」にかかる。こんな時こそ「覺メヨ青年！」、「寸刻ヲ辞セズ奮へ起テ」、「イザ起テ」と蹶起を促がす言葉で結んでゐる。「立憲

ノ精神ニ則リ」、「社会正義人人類愛」のためにたちあがり、  
「昭和新日本ノ建設ニ邁進」する「吾等義勇軍ニ投ゼヨ」  
ともいう。ここには憲政の常道に反し、党利党略にはしる  
政党政治の醜態への憤懣と、社会正義や人類愛といった理  
想主義的な社会像を描く青年の姿があらわれている。

### 趣意書の起草者の謎と地域問題への対応

この趣意書は誰の筆によるものなのかは不明であるが、文中に見られる政治慣習した語彙や、呼びかけ調の文の調子、文脈のたて方などをみると、かなり手慣れた人物が書いたものと推測される。前述の「三多摩雄弁連盟」主催の『青年政治学級』のようなところで、政治学習を積んだ者でなければ書けない内容といえる。あるいは、民政党的本部で誰かが起草したものを、そのまま使ったということも考えられる。いずれにせよ、これだけの内容をこれだけの迫力をもつて書けるには、相当の政治通では確かで、また、それを受け入れる反政友の土壤が地域の青年層の中にもあつたということになろう。

全国の動きを見ても、一九一〇年代とりわけ第一次大戦後から二〇年代にかけて、全国各地に「『青年』『革新』といつた名をかかげた地域の青壮年を活動主体とする政治組織が結成されている」（栗屋、前掲書）との指摘があり、「地域の有力者支配の打破や改造をうたう改革志向の強い

青年政治組織の多くは、政友会と対決し、憲政会・民政党に接近する傾向が強い」（同前）ともいわれている。西多摩郡青年民政俱楽部会則の第一条にも、「覺醒セル西多摩美ヲ済ス」とあることから、この俱楽部は民政党的地方支部的な組織と役割をもつていたとみることができる。

民政党中央委員会の活動実態を通して、従来の民政党的修正を迫ろうとした横関至の「一九二〇年代後半における民政党的民衆掌握」（『歴史学研究』五五八号、一九八六年九月）によれば、こうした地方支部の分析から民政党がさまざまな改善策を実行することで現状改革を迫る政策体系をもつていてそれを実証し、既成政党が対応し得なかつたという説や、『地方利益』という視点のみでとらえていた論に疑問を呈しているが、西多摩郡青年民政俱楽部の趣意書を読む限りでも、少なくとも鉄道や産業振興などの問題をかかえ、三多摩の全町村長をはじめ、府会議員、衆議院議員、および三多摩郷友会などが、三多摩を含んだ都制案を要望してしきりに陳情書を提出していた。趣意書で

はこうした三郡全体の運動について、一行も触れていない。この俱乐部の実態を示す資料を確認していないので、いまのところ地域問題との対応は不明であるが、実態がもう少し明らかになれば、この組織の性格やその果した役割、立憲民政党とのつながりもつかめることができるとと思う。

### 青梅を中心とした西多摩全郡の組織

次に发起人のメンバーについて若干触れておきたい。戸倉村、東秋留村、大久野村の三村の氏名は記されていないが、ほぼ西多摩の全郡にまたがった組織であることはまちがいない。全部で七五名が記されており、最も多いのが調布村の一〇名、以下、吉野村・西多摩村の各七名、箱根崎組合の六名、青梅町の五名と続く。現在の市町村別にすると青梅市の三四名がとび抜けて多く、以下、秋川市・羽村市・五日市町の各七名、瑞穂町の六名、福生市の五名と続く。事務所が青梅に設置されているところからも、やはり青梅を中心とした組織といえることができよう。

福生市の五名は、福生村の加藤孫市、出本久治、田村富十郎の三名と、熊川村の斎藤菊藏、斎藤真一の二名である。このメンバーが、よくいわれる「名望家に属さない中間層の出身者」（栗野、前掲書）であるかどうか、調査が不充分でいまのところ断定できない。斎藤菊藏はのちに（昭和一二年）組合会議員に当選していることは判明したが、こ

れだけではなんともいえない。青梅町をはじめ各町村のメンバーもその経歴や出自が不明なので、どの階層なのかを指摘することは現段階ではできない。この分析は今後の課題である。

### 農民組合や無産政党と民政党的支持基盤

課題といえばもう一点あげておきたい。それは前述の香川の事例を分析した横閑論文にみられるように、香川県は「農民運動の展開を背景として無産政党が民衆の間での活動を繰り広げ」、「民衆の支持獲得をめぐる政党間競合が他府県に比して一層鮮明な形をとつてあらわれていた」という視点である。

三多摩も、一九二六年に一市三多摩労働組合、三多摩農民組合があいついで結成され、各地に小作争議が発生していたし、二八年の普選では、とともに落選とはなったが、日本農民党から府中の矢部甚吾が、社会民衆党から下田金助が立候補した。矢部にいたっては「政友会の金城鉄壁として自他共に許してゐた所に突如として鍬、鋤をかついで現れ、文字通り奮戦苦闘を続けて来た、其の戦ひ振りは余りに雄々しく血の出る様な鬪ひを続けた」（『日本農民新聞』一九二八年三月一日、大串夏身編『三多摩社会運動史料集』より）と、報道されている。地元府中町では有効投票一四〇〇票中、政友会の候補を上まわる七二〇票も獲得し

たという。国分寺村でも三位にくらいこんでいる。

横関の問題提起にあるように、香川県における「民衆生活とのかかわり及び無産政党への対応をめぐって」の政友会と民政党的差違、政友会と労農党との対立激化の中で民政党的とった態度と支持者獲得の構図、農民運動や無産政党が活発に展開する状況の中での民政党的動きなどの分析視角は、三多摩の近代政党史を見直し、再考する上で、有効なものといえる。

### 資料1 西多摩郡青年民政俱楽部趣意書

混沌タル我国ノ現状ニアリテ生活ノ安定、福利ノ増進ヲ論ズルモノノ頗ル多シ。而モ其ノ常套的論議ニ対シ、国民大衆ノ一顧ダニセザル所以ノモノハ何ガ為カ。是レ現代政治ノ衝ニ当ル者「政治ハ正義ナリ」トノ根本概念ヲ没却シ、國政ノ中枢ヲ逸シ、代議政治ノ走狗タラシメントスルトコロニ悪弊ヲ包含ス。現内閣ノ如キ好個ノ例ト謂フベキナリ。

其ノ事ヲ執ルヤ重責ヲ尽スノ誠意ナク、其ノ職ヲ行ナフヤ時務ニ当ルノ定見ナシ。

第五十四議会解散ニ於ケル非立憲的行為、其ノ組閣ノ使命タル対支外交、財界ノ安定等重大責任ヲ帶ベル諸問題ヲ完全ニ遂行セルヤ。議会解散ニ於テハ国民ヲシテ議会政治ノ何タルヤヲ知ラシメズ、対支外交ニアリテハ無用ノ出兵

ヲ敢テシ、友邦支那国民ノ猜疑ヲ挑発シ、国威ヲ失墜シテ顧ミル処ナク、財界安定策ニ於テハ一時ヲ糊塗シ、何等確タル方針ナク、徒ラニ世ノ嘲笑ヲ招キ毫末モ顧ミズ、経済界ノ混乱ハ国民ヲシテ塗炭ノ苦ヲ嘗メシムルノ状態ナリ。更ニ其ノ人事行政ニ至ツテハ、実ニ傍若無人、真ニ驕暴ヲ極メ、政権ニ吸々タル現内閣ハ府県議戦直前ニ空前ノ地方長官更迭ヲナス等一トシテ正ト認ムベキ行為ナシ。

殊ニ我ガ民政党が局面展開ヲ企図シ、心血ヲ注ギタル普選第一次ノ総選挙ハ如何、昭和新日本ヲ建設シテ大衆政治ノ基礎ヲ確立シ、議会政治ノ極致タル普選ニ臨ムヤ、不当

ナル圧迫干渉ヲナシテ多数ノ犠牲者ヲ出す等其ノ惡辣手段タル、政治道德ニ背反スル行為ノミ。与党議員少數ニテ重要政策遂行不可ノ故ヲ以テ国民ノ審判ニ訴フベクナセル解散ハ、徒ラニ不信任ノ実際ヲ暴露セリ。サレド政治的良心ノ麻痺セル現内閣ハ憲政ノ常道ニ則リ總辞職ヲナスノ道ヲ知ラズ、政権ニ恋々トシテ中立議員ヲ誘惑又ハ牽制シテ臨時議会ヲ切抜ケント策謀セリ。

過般輔弼ノ重責ヲ託サレタル鈴木前内相ノ発表セル議会政治否認ノ声明書ノ如キ、迷盲無智真ニ驚クノ外ナク、普通選ノ精神ヲ没却シ、帝国憲法ノ基礎ヲ破壊スル反逆的行動ニ至ツテハ飽迄糺弾セザルベカラズ。斯クノ如キ暴言ヲ吐ク閑僚アリシ政友会内閣ノ集團の意識ノ如何ナルモノカハ推シテ知ルベシ。斯ク挙げ来レバ現内閣ノ不徳、無定見、

不誠意ハ數限リナシ。

更ニ転ジテ政友会ノ一枚看板タル地租委譲ノ如キ如何、

今ヤ卒如トシテ国民ヘノ公約ヲ破棄シテ昭和五年度ニ延期シ、而モ現政府ハ法令ノ改廃、弥縫ニ藉口、国民ヲ愚弄シ、尚ホ此レニモ恥ヅルナク十八億ニ垂ントスル膨大ナル予算ヲ編成シ、更ニ非公募主義ノ仮面ニカクレ巨大ノ公債ヲ募集シ我国ヲシテ借金政策亡国タラシメント企図セリ。斯クノ如ク吾人国民ヲ欺瞞スルノ政策ヲコノ儘放任出来得ルヤ。

無責任無能無策ナル内閣ニ吾等ハ一日トシテ国政ノ大事ヲ託スル能ハズ。

カク總ベテニ行詰レル現内閣ヲシテ倒壊スルノ任ハ我等青年ノ双肩ニカヽル。第二国民タルモノ果シテ此レヲ閑如トシテ黙スルニ忍ビンヤ。私情アリテ大義ナク、党利アリテ国家ナキ政党政治ノ本領ヲ没却セル現内閣ノ存在ハ遂ニ国家国民ノ前途ヲ誤ツニ至ルベシ。

覺メヨ青年！ 我等ノ任ヤ重且ツ大ナリ。我等ハ立憲ノ精神ニ則リ、此ノ暴政変局ノ現状ヲ打開善処シ、社会正義ト人類愛トノ為ニ奮起シ、光輝アル昭和新日本ノ建設ニ邁進セントス。熱アリ血アル憂國ノ健兒、時流ニ抗セントスル古キ惡習ヲ捨て、寸刻ヲ辞セズ奮へ起テ。旧時代ノ保墨ニ女々シクモ後退シテ無智無徳ノ輩ニ隨スル勿レ。

勇躍シテ吾等義勇軍ニ投ゼヨ。イザ起テ一致協力シテ。幹事ハ正副会長ヲ佐ケ会務ヲ處理ス  
(福生市志茂・志茂一町会文書)

## 資料2 西多摩郡青年民政俱楽部会則

第一条 本会ハ覚醒セル西多摩郡下ノ青年ニシテ民政党ノ主義綱領ニ遵ヒ憲政有終ノ美ヲ済スト共ニ会員協力思想、信念ノ向上ニ努メ相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ西多摩郡青年民政俱楽部ト称シ郡内ニ居住スル満廿歳以上ノ青年ニシテ本会ノ主義目的ニ賛同スル者ハ会員タル事ヲ得

第三条 本会ノ事務所ハ青梅町中町三二一番地小林寿雄方ニ置ク

第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置キ任期ハ各々一ヶ年トス

但シ再選スルモ妨ナシ

一 会 長 一名

一 副 会 長 二名

一 幹 事 若干名

一 評議員 若干名

第五条 会長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ總理ス  
副会長ハ会長ヲ輔佐シ会長事故アルトキハ之レヲ代理

幹事ハ正副会長ヲ佐ケ会務ヲ處理ス  
幹事ハ幹事中ヨリ常任幹事十五名ヲ指命シ庶務、会計、

記録等ヲ分掌セシム

第六条 幹事会ニ於テ必要ト認ムルトキハ、本会ノ目的ヲ達

成スル為メ各種ノ機関ヲ設置スルコトヲ得

第七条 本会ニ顧問相談役ヲ置キ役員ノ推薦ニヨリ会長之レヲ嘱託ス

**第八条** 本会ハ毎年一回大会ヲ開キ会務、会計ノ報告及ビ  
重要事項ヲ議定ス

必要ト認ムル場合ハ臨時大会ヲ開クコトヲ得

幹事会ハ隨時必要ニ応ジ之ヲ開ク

評議員会、相談役会ハ重要問題ニ関スル事項ヲ議決ス

第九条 本会ノ議事ハ出席表決権者ノ過半数ノ同意ニ依リ

之レヲ行フ

第十条 本会ノ経費ハ会費及ビ寄附金ニ依ツテ支弁ス

一条 本会ノ目的ニ違背スル行為アリト認メタル者ハ

入会ヲ拒絶シ又ハ除名スルコトアルベシ

第十二条 本会々則ハ大会ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ変

更スルコトヲ得ズ

以  
上

梅原茂利 梅町梅起発

同 同 青  
梅 梅 叻  
町 諸 井 敏 二  
荒 井 船 太 郎 原 茂 利

箱根崎組合 同同同同同同西同同同五同同同同同同同同同同同同調布村  
多摩村市町 島川杉田龍太郎一郎藏郎雄  
中雨森中下羽中小戸田梶井新大武下島本飯島小林寿  
俣倉倉田野田島林袋中上海谷藤右信鹿太郎一郎  
甲長右岩利一三源太健弁義次唯明之郎  
子吉平吉作郎市郎蔵次一郎助一代郎  
郎吉平吉作郎市郎蔵次一郎助一代郎  
猪俣甲子郎

同 吉 同 同 同 霞 同 檜 同 同 福 同 同 三 同 同 水 同 同 同 同  
野 原 生 田 川  
村 村 村 村 村  
藤 藤 遠 内 森 久 吉 吉 土 田 出 加 鴨 木 新 小 広 山 吉 天 会 布  
野 野 藤 野 田 保 田 川 屋 村 本 藤 居 下 井 峯 峯 濱 田 野 田  
長 作 庫 参 宗 治 三 応 政 十 久 孫 為 太 仙 芳 貞 利 為 太  
治 藏 三 輔 平 作 郎 介 一 郎 治 市 一 郎 郎 助 作 三 助 一 郎 助  
郎

同 小 同 成 同 同 多 同 同 同 西 同 同 平 同 增 同 小 同 同 同 同  
曾 木 西 秋 井 戸 宮  
木 村 村 留 村 村 村  
柳 宿 加 萩 吉 細 岡 橋 堀 堀 橋 山 神 福 吉 小 沖 栗 小 清 久 村 原  
内 谷 藤 原 野 谷 野 本 江 江 本 崎 田 田 沢 池 倉 原 沢 木 島  
一道 正 春 良 一 右 平 五 利 武 市 良 友 忠 忠 時 次 丈 茂 十 耕 忠  
誠 一 平 吉 吉 郎 門 次 作 一 一 通 作 国 七 造 郎 助 一 郎 一 藏

熊川村  
同古里  
同同村  
同同村  
同大沢  
同藤勝  
同菊藏

(注  
以下氏名部分未記入)

倉村

東秋留村

戸同

大久野村

同同

(福生市志茂・志茂一町会文書)

(あらい・かつひろ 市史近代担当編集専門委員 熊川在住)